

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとは、そ
の翌日)

◇告 示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積
の限度

告 示

鳥取県告示第六百八十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十二年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類

同一の単位とされる保安林の所在
場所
市町名
市町村名
大字名
字
名

皆伐面積
(ヘクタール)
限度

単位区域名

水源かん養保安林	八頭	河原・郡	八頭	一・九一七・一八	八頭地区
土砂流出防備保安林	若桜	家を除く	若桜	八・〇八	若桜
土砂流出防備保安林	八頭	八頭	八頭	〇・〇七	八頭
土砂流出防備保安林	智頭	智頭	智頭	八・三六	智頭
土砂流出防備保安林	船岡	船岡	船岡	〇・七六	船岡
土砂流出防備保安林	用瀬	用瀬	用瀬	九・七九	用瀬
土砂流出防備保安林	佐治	佐治	佐治	〇・〇六	佐治
土砂流出防備保安林	船岡	船岡	船岡	〇・三八	喜才谷山
土砂流出防備保安林	船岡	船岡	船岡	〇・四六	明見谷東平
土砂流出防備保安林	船岡	船岡	船岡	〇・九二	池ノ内下平
土砂流出防備保安林	赤波	赤波	赤波	一・六〇	赤波
水源かん養保安林	鳥取	鳥取	鳥取	八・一八・七二	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭	河原・郡	八頭	六・五八	河原
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	岩美	九・四七	岩美
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	岩美	一〇〇・三〇	岩美
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	岩美	五・二九	岩美
土砂流出防備保安林	福部	福部	福部	〇・三〇	福部
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	鳥取	七六・九七	鳥取
土砂流出防備保安林	鳥取	鳥取	鳥取	一・七六	鳥取

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

林土砂流出防備保安	"	"	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	林土砂流出防備保安	水源かん養保安林	"	"	干害防備保安林	"	"
西伯	日野	西伯	米子	"	"	"	東伯	"	"	倉吉	"	"	"	東伯	倉吉	東伯	倉吉	気高	鳥取	岩美	"	"
中	溝口・江府		"	"	東伯	大	東	東			東	関	三	東				鹿		岩	青	鹿
山					伯	栄	郷				伯	金	朝	郷				野		美	谷	野
			杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津								水谷	高路	長谷		
			五九〇・六六								四三・四九	一四・四一	三七・六五	四四・〇三	二九・六四	二・二〇五・〇九	〇・九二	一五・八二	四・二六	一〇・三一	六四・八二	
〇・六四			米子地区							志津	東伯	関	朝	郷	倉吉地区	水谷	高路	長谷	青	鹿		
山										津	伯	金	朝	郷	倉吉地区	谷	路	谷	谷	野		

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
林土砂流出防備保安	水源かん養保安林	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日野	日野	西伯	日野・日南	西伯	西伯	大	江	溝	西	岸	会	大										
南	野	山	南	伯	伯	山	府	口	伯	本	見	山										
				伐株	法勝寺	長田	赤松	字か一大	宮内ほ													
				大谷奥	門野	孝靈山ほか																
四・六八	一七・三三	〇・一〇	二・二四・〇六	〇・八二	二・二〇	〇・〇六	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	五・二八	四・五四	一・三二	二二・〇四								
日	日	日	日野地区	法勝寺	孝靈山	門野	宮内・坊領	江府	溝	米子	西伯	岸	会	大山								
南	野	野		奥	寺	野		府	口	子	伯	本	見	山								

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】